

議 第 445 号

平成26年11月28日提出

植木町合併特例区規則の承認について

植木町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則（平成22年植木町合併特例区規則第2号）の一部を次のように改正することについて承認する。

熊本市長 幸山政史

植木町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部を改正する規則

植木町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則（平成22年植木町合併特例区規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「100分の155」を「100分の170」に改める。

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

（提出理由）

植木町合併特例区長の給与及び旅費に関する規則の一部改正の承認について、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第54条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。